

四日市市告示第 117 号

四日市市アライグマ・ヌートリア防除実施計画に基づく捕獲従事者の登録等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年 3月18日

四日市市長 森 智 広

四日市市アライグマ・ヌートリア防除実施計画に基づく捕獲従事者の登録等に関する要綱の一部を改正する要綱

四日市市アライグマ・ヌートリア防除実施計画に基づく捕獲従事者の登録等に関する要綱(平成27年四日市市告示第272号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(所掌) 第12条 捕獲従事者の登録等に関する事務は、環境部 <u>環境政策課</u> において処理する。	(所掌) 第12条 捕獲従事者の登録等に関する事務は、環境部 <u>環境保全課</u> において処理する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(環境部環境保全課)